

安全衛生管理体制【2～9】

	選任規模（全て常時）	職務	構成	【7】行政	資格	【7】選任	【7】その他
【2】総括安全衛生管理者	屋外＝100人以上 工業＝300人以上 非工業＝1000人以上	指揮・総括・管理 安全管理者と衛生管理者を指揮	1人	局長の勧告あり	資格・学位・実務経験・研修は不要		代理者の選任を要する
【3・4】安全管理者	屋外・工業＝50人以上	安全に係る技術的事項 巡視：常に	1人以上	労基署長の増員・解任命令あり	①理系大卒＋実務2年以上 理系高卒＋実務4年以上 ②労働安全コンサルタント	14日以内選任・遅滞なく報告	専属必要(例外あり)
【5・6】衛生管理者	全業種＝常時50人以上	衛生に係る技術的事項 巡視：毎週1回以上	1～6人以上 3000人超は6人以上		①労働衛生コンサルタント ②医師・歯科医師 ③都道府県労働局長の許可		
【8】安全衛生推進者	屋外・工業＝10人以上 50人未満	安全・衛生に係る技術的事項	1人以上		労働安全コンサルタント 養成講習修了者	14日以内選任・周知	専属必要(例外あり)
【8】衛生推進者	非工業＝10人以上 50人未満	衛生に係る技術的事項	1人以上		労働衛生コンサルタント 養成講習終了者		
【9】産業医	全業種＝50人以上	労働者の衛生管理 巡視：月1回以上(例外あり)	1人以上 3000人超は2人以上		医師であって、 ①指定された研修の修了者 ②労働衛生コンサルタント	14日以内選任・遅滞なく報告	一定の場合 専属必要

- ・青地は、<ケータイ社労士 I > 2章 安全衛生法における課。例外など内容の確認にご利用ください。
- ・屋外・工業・非工業の業種については、【2】(1)参照。

2月11日作成